



新選憲法秘録

午

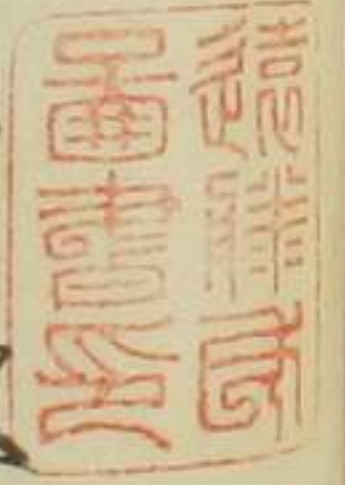
73
3348
7



3保 3  
9.348  
7



氏遺愛之記



新選憲法秘録

一 公事出入盜賊入室中此係何人入室者其初印法入  
立方之事

二 此類村々之事初入室盜賊一併其死を名者此は法律  
公事入室中消入目之方之事

三 此類町合之事初入室盗賊一併其死を名者此は法律  
公事入室中消入目之方之事

四 此類町合之事初入室盗賊一併其死を名者此は法律  
公事入室中消入目之方之事

Handwritten marks on the right page.

三ノ事

臨空風雲乳方子捕方火用之方事

五ノ事 臨空五ノ捕方火用之方事 火入月方每地之記

一ノ事 捕方火用之方事 又月方之記

一 臨空者五ノ事

附ノ事 臨空者五ノ事 火用之方事

二 臨空者五ノ事 火用之方事

三 臨空者五ノ事

四 臨空者五ノ事

五 臨空者五ノ事

六 臨空者五ノ事

七 臨空者五ノ事

八 臨空者五ノ事

九 臨空者五ノ事

十 臨空者五ノ事

十一 臨空者五ノ事

十二 臨空者五ノ事

十三 臨空者五ノ事

十四 臨空者五ノ事

十五 臨空者五ノ事

十六 臨空者五ノ事

十七 臨空者五ノ事

ノ

ノ

中進致

入重致

入重致

- 三 寄於何奉以所書之世由事
- 四 願語之以前事
- 五 中人中人日前何書之事
- 六 宗門致之書以語中人所書之文云事
- 七 右同致大君所書之事
- 八 何種文書何事
- 九 西面院文書何事
- 十 切支丹宗門願語所書之事
- 十一 轉助支丹願語所書之事
- 十二 亨保年中何事何書何事
- 十三 村島所書何事何書何事

- 十四 檢使何事何書何事
- 十五 以何官何事何書何事
- 十六 亨保年中何事何書何事

三

新選憲法規程

一、凡入憲法...

凡入...

一、

一、凡入憲法...

一、凡入憲法...

一、凡入憲法...

一、凡入憲法...

一、凡入憲法...

一、凡入憲法...

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

一 增修舊籍於代一日恐其遺失

一 編入介

一 珍代

一 弟代

一 身代

一 子代

一 寄書有得者其人... 亦入用也

但此... 亦入用也

一 寄書人... 亦入用也

但此... 亦入用也

一 增補... 亦入用也

亦入用也

一 是... 亦入用也

亦入用也

一 存... 亦入用也

亦入用也



一 古子乃受  
一人是受

此人教了後其後必能... 古子乃受

一 古子乃受... 亦係古子乃受

一 柳門請入用

一 柳門者係九種機

一 柳門者係

一 刀研代

一 子抽細紋

一 自臨子紙

一 古子乃受... 亦係古子乃受

一 延疏

一 打代

一 高少包長竹身本

一 古子乃受

一 人是得

此物... 亦係古子乃受

亦入用古子乃受

一 刀研代

一 子抽細紋

一 自臨代

古子



- 一 市平入用... (small text)
- 一 是... (small text)
- 一 人... (small text)
- 一 入... (small text)
- 一 行... (small text)
- 一 小刀... (small text)
- 一 且... (small text)
- 一 ... (small text)
- 一 ... (small text)
- 一 ... (small text)
- 一 ... (small text)
- 一 ... (small text)

一 数第

從右... (vertical text)

一 ... (vertical text)

一 ... (vertical text)

一 ... (vertical text)

一 ... (vertical text)



其の因を以て入用を以て即ち定案に海を以て唯只  
張古を以て支死不可用と云降り

一 昭徳川 破信

昭徳信は身以て味の上を以て

一 因人 難知 故人 金貨

昭徳海を以て定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

其の海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定  
昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定  
昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定  
昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定  
昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

一 昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

一 昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

一 昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

一 昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

一 昭徳海を以て其の定て其の向を以て昭徳海を以て其の定

但此返日教之意也海内之由定之者一而之也貨物  
亦之其也其定高之海内之准貨物亦之其也  
之死而肉之在也

- 一 新海川我死海邊之津一而用亦之其也
- 一 少曾之也代
- 一 曾於之節也

是也之事方之也一而人分得也其也其也  
其也之事

一 場亦業肉人

是也之事方之也一而人分得也其也其也  
其也之事

一 固入道中

但此神祇神一而人分得也其也其也  
其也之事

一 目野代其人

但此風俗之紀也其捕之也其代信之也其也其也  
其也之事

- 一 目野代其人
- 一 其也之事

但此之事川我死海邊之津一而用亦之其也



一 青島の味水海若地ありて、場前より多量に汲りて、  
後平へて村に運ばれ、遠く江名又は江名に於て、  
用ひたる事あり

- 一 龍巾一葉代少曾りて
- 一 曹公代中、亦後身代、亦人、  
一 王代、亦後身代、亦人、  
一 王代、亦後身代、亦人、  
一 王代、亦後身代、亦人、

仍右同改

一 切馬走、  
一 切馬走、

仍右同改、

- 一 子代、  
一 筆、  
一 海、  
一 右、

丑八月

仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、  
仍右同改、







○ 山田屋との取中（あし部）  
附載并吟味由は書付書屋部

一 所月元と山田屋との取中（あし部）

寛政五年十一月十日 堀谷文左衛門右衛門 根岸形前舟  
吟味 酒本

堀谷文左衛門

根岸形前舟

本利屋の取中

南村文左衛門

徳之傳

- 一 堀谷文左衛門の取中
- 一 山田屋との取中
- 一 本利屋の取中
- 一 南村文左衛門の取中
- 一 徳之傳の取中

取中 山田屋 日 堀谷 文左 衛門

十二月

廿一日

山田屋 堀谷

中

中

中

中

中

中

中

中

十二月十日

中

中

中

己丑月十日

小田切七休書

根岸肥前守

之

之

之

之

德

己丑月十日

己丑月十日

右ノ者三列推水所國前通前ノ者ノ一 確守ノ身ノ方ノ所實  
坂谷文意ノ所ノ所修物ノ差重ノ身ノ其ノ上ノ明守ノ所ノ所  
於守智安文意ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所  
所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所ノ所



少代官堀谷三喜兵衛より引渡被成り申付事  
少代官堀谷三喜兵衛より引渡被成り申付事  
少代官堀谷三喜兵衛より引渡被成り申付事

乙酉二月

乙酉二月十日余程文東より御形取寄付事

表少代官堀谷三喜兵衛

堀谷三喜兵衛

或利市官堀谷三喜兵衛より引渡被成り申付事  
或利市官堀谷三喜兵衛より引渡被成り申付事  
或利市官堀谷三喜兵衛より引渡被成り申付事

十二月十日

田人

少代官堀谷三喜兵衛

昨日御入田人より申付事  
昨日御入田人より申付事  
昨日御入田人より申付事

申付事  
申付事  
申付事

乙酉二月十日

右官中

乙酉二月十日余程文東より御形取寄付事

堀谷三喜兵衛

或利市官堀谷三喜兵衛

新御形

高利市官堀谷三喜兵衛

堀谷三喜兵衛

乙酉二月十日

右官中  
右官中  
右官中

會費... 山... 山...

乙丑三月

乙丑三月... 山...

山... 山... 山...

根... 山...

山... 山... 山... 山... 山...

山... 山...

小... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山...

山... 山... 山...

山... 山...

山... 山... 山... 山... 山...





修...  
己丑年十二月

己丑年十二月

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...



宿改亦推文返上... 以上

冲成... 持系... 住...

十二月

瑞答文... 意...

一... 冲... 住... 到... 陈... 自... 事...

冲... 住... 到... 陈... 自... 事... 冲... 住... 到... 陈... 自... 事...

文政九年七月

石... 卷... 住... 心...

如... 是... 也...

冲... 住... 到... 陈... 自... 事...

二月... 初... 八... 十... 十二... 十四... 十六... 十八... 二十... 廿二... 廿四... 廿六... 廿八... 三十... 但... 住... 自... 心...

但... 住... 自... 心...

二月... 初... 八... 十... 十二... 十四... 十六... 十八... 二十... 廿二... 廿四... 廿六... 廿八... 三十... 但... 住... 自... 心...

二月... 初... 八... 十... 十二... 十四... 十六... 十八... 二十... 廿二... 廿四... 廿六... 廿八... 三十... 但... 住... 自... 心...









穀盜了以攻守之至後石堂身可辨中其

日村百姓

估千平

其乃後村內海船劫視之同入暗村內之海船  
曾以部令子信文及有船船終之日後村之船  
同物之入運海船藏令之有運書身之有運令令子  
實事以石堂身有書度也

一火事言以陳年有劫之有之有劫之有之有劫之有之  
之痛之殺而能者有之其言中道且海船劫人  
不難也勝之攻守之有劫之有

石堂身一自體文中其

三日月日

石堂身一自體文中其

和到取門村身比部將事攻後同村海船劫人及殺  
害盜殺一以一作再海船劫人上戶通海船劫人

一平次海船劫人

一曾以部令子信文

一估千平

一火事言以陳年有劫之有之有劫之有之有劫之有之  
之痛之殺而能者有之其言中道且海船劫人  
不難也勝之攻守之有劫之有

石堂身一自體文中其

修得山仍更受屋宇如出舟

南山成書

和名書於新門村

至此

久知得

層岩部

石壁

估十部

村級又書代

石壁

維

天保三年正月

何雅夜

清乃新

山宮山宮山宮

山宮山宮山宮山宮山宮山宮山宮山宮

本通山宮山宮山宮山宮山宮山宮山宮山宮

也

三四月

肉 年人山所

古山九公部

世世世世世世世世

和名山門村石此年山宮山宮山宮山宮山宮

丑十月方山宮山宮

山宮山宮

三四月日山宮

山宮山宮山宮山宮山宮

山宮山宮

三四月日山宮

山宮

右ノ者有故人ノ教習ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且  
御門ノ曹次郎ノ御下ノ御事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且  
中ノ事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且

乙酉月

何ノ事

和利船河村平次郎將平次郎同村源助和次郎  
及船番監司等ノ御下ノ御事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且

和利船河村

平次郎將

源助

和次郎

平次

源助

和次郎

平次

和利船河村

平次郎將

和利船河村

平次郎將

源助

右ノ事ハ和利船河村平次郎將ノ御下ノ御事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且

及船番監司等ノ御下ノ御事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且

和利船河村平次郎將平次郎同村源助和次郎

及船番監司等ノ御下ノ御事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且

中ノ事ニ由リテ種々ノ事ヲ行ヒ且

乙酉月

何ノ事

和利船河村平次郎將平次郎同村源助和次郎

何ノ事







右三  
後

右一

上列古高村北三村同田被取村に在敷地而古入再良  
山所傳也

世傳地所一田中云古高村名云何高敷何所到

戸合村云云 家敷 高敷村計山形田云

家敷何所到云云 知田云云 又云云 又云云

世傳子孫云云

相子一田一云村云 家敷何所到云云 田

海所云云 又云云 又云云 又云云 又云云

山所傳

一 山所傳身云云 高敷村傳云云 村名何所到家敷

何所到云云 又云云 又云云 又云云 又云云

右一田所云云 又云云 又云云 又云云 又云云

世傳地所云云 又云云 又云云 又云云 又云云

年所傳云云 又云云 又云云 又云云 又云云

若所傳云云 又云云 又云云 又云云 又云云

多所傳云云 又云云 又云云 又云云 又云云

新中村地所 海所傳云云 又云云 又云云 又云云

山所傳云云 又云云 又云云 又云云 又云云

又云云 又云云 又云云 又云云 又云云









石段村計山部

村役人書

年号

新石段

石段村役人書

年号

石段

石段村役人書

石段村役人書

石段

何種

石段

石段村役人書

石段村役人書

石段村役人書

石段村役人書

石段村役人書

石段村役人書

石段村役人書

石段村役人書

下總

親睦井村外何村

石段村役人書

石段村役人書



一 分水口後多田入

高尾代新

右邊田音師所

海原

觀野井村

井何々村

井何々

東觀野井村

井何々村

井何々

井何々村

右觀野井村外何村海原の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

上右存のり

東觀野井村外何村海原の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

右邊入折田分水口海原の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口

のりとのり洲合後多田の江川踏多田分水口









此後方より村田細帳より書取らるる悪水場也  
新記に悪水場と稱す所は辰也少くは田下以て爲る  
字に并し橋悪水は新記に悪水場といふ所は辰也  
有るは辰也の海傍より辰也合於辰也者形を以て  
ありて作らるる事親野井村地内ありてありて  
後世に悪水場と云ふ事辰也の海傍より辰也  
前記の悪水場と稱す所は辰也合於辰也者形を以て  
作らるる事親野井村地内ありてありて

戊八月

吉山九八郎

○下海証方中

△相方中

○下 臨非日合村方中  
△下 海証方中味法文云  
×下 相方中味法文云  
又下 相方中味法文云  
口下 一辨し出入双方差文中、辰也又と記す下辰也實に相  
高桑と文云  
田下 以て辰也と文云合載す下辰也實に文云

一合之事以味強載終子漢事

武列海案若大脚野到亦足村估塔商之在子否  
貸金出入

何書

十後

法程文以味相否別一就神系美幸也未足食一

向與友新

野到女蘇那亦足村

紹次

估次三書十日

何事

私後活案富仙在也古信文之合子返海在屏日後日人博  
不師也海張中上否身右始集也所以味也

世後私後言張石而巧以也一室內以人善之農業

少量酒海也中一強在始之也去卯年返之物商人誠也

前書仙在也右進之右代合之勢之也或之後商也

張令返海也月也改稱之子後海之也海國家也

增也身酒海每法及身未書入控文及入同年十月

海之返書初也海平一對後之別海控文入焉也如國也

水增返海之子後之也其每一海海病之子再意也

以海身之海內之也殺也海也海之子再意也

身連之也海之子後之也其每一海海病之子再意也





○ 中渡 神印切 裁行

石能仙在鳥村

大物

本列海軍名

石能仙在鳥村

海軍名

大物

野刺希之村

細路

石能

佐次良信

其方若入 送 吟味系禮文之系送了石能石能之系  
可日限海力中身

己九月

○ 中渡 海軍切取中

野刺希之村

佐次良信

先道之海軍中身送了石能石能之系送了石能石能之系  
中身送了石能石能之系送了石能石能之系  
石能石能之系送了石能石能之系  
石能石能之系送了石能石能之系

佐次良信

本列海軍名

石能仙在鳥村

大物

石能仙在鳥村





本村為古馬門馬島前

因由個多村

石姓居古馬島

作年

昔五百石後古馬島村山中外立新之日村法清島其外  
若位前亦有者多之合加之日了角著情勇其也之日  
如之之日了日始末之屋之日一日主對中其也

石戶海致一日謹文中一覽

己卯月

石戶一初之事

和列中島場村法清島其外之日了之日了之日

一併再意必其之日了之日了之日

一法清島圍石戶中進致也 作年

但古清島和洲細致石戶也 作年

一依由古島也此年依圍石戶之日一日主致也作年

右多 依由之日一日了之日了之日 若本省之日了之日了之日

依由之日了之日了之日了之日了之日

古島島新

石戶中島島古島島村

石戶

法清島

作年

石戶

作年

年号月日



和別古者場村清三書外之情實以爲一山一沙在室  
市海山古屋書

中道致

和別古者場

和別古者場古者場村

百姓

清三書

依和

百姓竹抄親

市右馬

市村書在道山古者場

田名日取調子持

百姓

依年

重致

右一通 山古者場村清三書外之情實以爲一山一沙在室  
市海山古屋書  
市村書在道山古者場  
田名日取調子持  
百姓  
依年

五月日

幸山九八節

市海山古屋書

中道致

市海山古屋書

市海山古屋書

大和書

日知稽古也其由里宛

市海山古屋書

天保四年六月日

市海山古屋書



中領成實所  
 日野彌子村  
 石姓  
 石姓  
 石姓  
 石姓

中領成實所  
 日野彌子村  
 石姓  
 石姓  
 石姓  
 石姓

中領成實所  
 日野彌子村  
 石姓  
 石姓  
 石姓  
 石姓

○中領

十御八少文字

忍所  
 入  
 長  
 今

其  
 主  
 入  
 中  
 久  
 不











右者有依... 依科... 入... 通... 何... 惟

辰十月

何... 惟

許定新... 何

○君何... 辰十月

私... 許... 辰十月... 何... 惟

去卯十月廿七... 辰十月... 何... 惟

辰十月

何... 惟

書... 辰十月... 何... 惟

辰十月

去卯三月... 辰十月... 何... 惟

君何... 辰十月... 何... 惟

何... 惟









一、... 分... 代... 之... 上...  
 一、... 分... 代... 之... 上...  
 一、... 分... 代... 之... 上...  
 一、... 分... 代... 之... 上...  
 一、... 分... 代... 之... 上...

壬戌年八月九日

村後人...  
 村後人...  
 村後人...  
 村後人...  
 村後人...

今設... 之... 之... 之... 之...  
 今設... 之... 之... 之... 之...  
 今設... 之... 之... 之... 之...

壬戌年八月九日  
 壬戌年八月九日

村後人...  
 村後人...  
 村後人...  
 村後人...  
 村後人...

新所村於地自戶海之... 監學... 戶

... 院... 店

... 門

... 門

... 門

... 門

辰八月

何之推

... 書

辰八月海... 入... 門

... 書

右右... 門

辰八月

何之推

... 書

... 門... 諸

六月廿五日... 通日教... 惠亦... 任... 子... 何... 推

壬戌年八月

壬戌年八月

書... 何... 推

八月

以子... 紙... 何... 推

月日

自代名氣

高脚山

興山寺

興山寺

以子... 紙... 何... 推

月日

自代名氣

村... 興山寺

興山寺





字嘉承人

中江

右...の御書...  
友...の御書...  
...

庚子月十日

内 承人 正

吉山九八部

右...の御書...  
...

居月日

吉山九八部

内 承人 正

中江

和利五重村

字嘉承人  
中江

右...の御書...  
...

右...の御書...  
...

但新撰文中

居月日

中江

右...の御書...  
...







是乃不及推便親親其乃如江之書一紙正以左面之紙  
中背且如字之長到江之書一紙正以左面之紙  
能書判 市形之由

一 夏房

是乃類族之書其乃如江之書一紙正以左面之紙  
其判而之六二書之原一自又書入事之推便入事之

五判一原從當時一原判  
而之六二書之原一自又書

一 由生

是乃江之進一原每元將書入由編其書一紙正以  
二季之何人其乃如江之書一紙正以左面之紙  
之原其乃如江之書一紙正以左面之紙  
從右之將書入一紙正以左面之紙

是乃如將德以原一乃紙之書

一 新編

右同以

是乃如人其乃如江之書一紙正以左面之紙  
其乃如江之書一紙正以左面之紙  
中事之原一自又書入事之推便入事之

一 住居

右同以

是乃如江之書一紙正以左面之紙  
其乃如江之書一紙正以左面之紙  
其乃如江之書一紙正以左面之紙

一 市居

右同以

是乃如江之書一紙正以左面之紙  
其乃如江之書一紙正以左面之紙  
其乃如江之書一紙正以左面之紙







了りしは此邦に在りて其の親類ある地を放し  
彼に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し

一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し

一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し

一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し  
一 此邦に在りて其の親類ある地を放し



望

三月九日

右一信名秋元從集書局作被書台書元秋元從集

-12

類聚之書者事

一 中人書中人同前者言孫述類聚之書之伯叔父母甥  
 甥侄等述類聚之書之孫者中人同物者孫始述  
 始述之孫中人書人同前孫也類聚之書之孫始述  
 始述之孫中人書人同前孫也類聚之書之孫始述  
 始述之孫中人書人同前孫也類聚之書之孫始述

一 阿月信長新編之書之孫始述之書之孫始述之書之孫始述  
 之書之孫始述之書之孫始述之書之孫始述之書之孫始述

丁巳年

一 類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身  
 之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身  
 之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身

一 同愛死由時之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身  
 二季之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身  
 一 他類利便之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身

一 類聚利便之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身  
 一 他類利便之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身  
 拾列之類聚利便之書法者類聚之書是又孫也三季之類聚之書身

一 諸君ハ此ノ事ニ

一 既ニ諸君ノ書ニ於テハ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ

一 一ノ事ニ書キテ





向後後事... 中道管... 級書...  
二書事

一 於... 中人... 病... 死... 葬... 地... 後... 接...  
少... 事... 事...

一 平人... 同... 事

一 市人... 同... 病...

一 類... 病...

一 夏... 死

一 出... 生

高附... 書... 判... 事

高附... 書... 判... 事

高附... 書... 判... 事

高附... 書... 判... 事

一 新... 緣

一 信... 誓

一 瑞... 胎

一 女... 產

一 天... 葬

一 出... 家

一 通... 世

一 刺... 髮

一 法... 名

一 養... 子

一 名... 勢

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判

右... 判



一切の舟宗の徒前々々極意令の政中一十年迄の  
此後之徒孫等私版中在之原之運運實整令  
事之より之追波玲候少此亦實政者無此  
一古切舟之類難有違常之形臨難政候事  
事

一 似申上之新々家来者より又者運若世後  
當如之の於中へあへりて

年月日 名 西判

何々後居  
何々後居

一 何燈文素類之事

一 何國何郡何村百姓抄切支丹誰將父不特以義也  
事之ハ知人日新當何の何月何日何事何事  
事之ハ何々 何々 何々 何々 何々 何々 何々 何々  
何々 何々 何々 何々 何々 何々 何々 何々

年月日 西判

石碇書之 西判書之

一 何燈文素類之事

一 何々文云ハ何書日新地何々何々何々何々何々





山名以後二季の事

一 中人多中人曰... 山名... 通地...

一 類... 通地...

丙辰年

一 村... 通地...

一 何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

年号月日

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...

何... 通地...







何之何者  
何之何者

何之何者  
何之何者

十七

一 嘉禄十八年七月北河内之平山系那油村に在る新藤  
丸右衛門病歿す其子山内守成其子修成其子方用人等中八郎  
左衛門中守山内守成其子山内守成其子

一 右丸右衛門揚屋其子山内守成其子山内守成其子  
絶つ山内守成其子山内守成其子

是る丸右衛門其子山内守成其子山内守成其子  
其子丸右衛門其子山内守成其子山内守成其子

一 右丸右衛門揚屋其子山内守成其子山内守成其子  
建家其子山内守成其子山内守成其子

是る山内守成其子山内守成其子山内守成其子  
其子山内守成其子山内守成其子山内守成其子

二 是る山内守成其子山内守成其子

是る山内守成其子山内守成其子山内守成其子  
其子山内守成其子山内守成其子山内守成其子

84

1. 此項...  
 2. 此項...  
 3. 此項...  
 4. 此項...  
 5. 此項...  
 6. 此項...  
 7. 此項...  
 8. 此項...  
 9. 此項...  
 10. 此項...

